

平成 25 年 12 月

関西広域連合議会防災医療常任委員会会議録

平成 25 年 12 月関西広域連合議会防災医療常任委員会会議録 目次

平成 25 年 12 月 14 日

1	議 事 日 程	1
2	出 席 委 員	1
3	欠 席 委 員	1
4	事務局出席職員職氏名	1
5	説明のため出席した者の職氏名	1
6	会 議 概 要	2

○議 事 日 程

開会日時 平成 25 年 12 月 14 日
開催場所 兵庫県議会 7 階 大会議室
開会時間 午後 1 時 31 分開会
閉会時間 午後 3 時 40 分閉会

議 第

1 調査事件

- 第 1 広域防災の推進について
第 2 関西防災・減災プラン風水害対策編（検討案）概要
第 3 関西防災・減災プラン感染症対策編（検討案）概要
（新型インフルエンザ等対策編）
第 4 関西防災・減災プラン感染症対策編（検討案）概要
（鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策編）
第 5 原子力災害に係る広域避難ガイドライン（検討案）概要
-

○出 席 委 員 (14 名)

2 番 今 江 政 彦	20 番 岸 本 健
4 番 吉 田 清 一	21 番 山 下 直 也
5 番 中 川 貴 由	26 番 北 島 勝 也
6 番 村 井 弘	28 番 曾 我 修
10 番 三 宅 史 明	31 番 高 山 仁
13 番 吉 田 利 幸	33 番 吉 川 敏 文
17 番 日 村 豊 彦	35 番 前 島 浩 一

○欠 席 委 員 (4 名)

9 番 上 島 一 彦	24 番 藤 井 省 三
15 番 山 本 敏 信	27 番 竹 内 資 浩

○事務局出席職員職氏名

議会事務局長	佐 藤 博 之
議会事務局次長兼総務課長	村 上 元 伸
議会事務局調査課長	樋 本 伸 夫

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長（広域防災担当）	井 戸 敏 三
広域連合委員（広域防災副担当）	久 元 喜 造
広域防災局長	杉 本 明 文
広域防災局防災参事	見 通 孝
広域防災局次長	杉 原 基 弘
広域防災局防災計画参事	藤 森 龍

広域防災局防災対策参事	松原	浩二
広域防災局防災拠点参事	上り口	豊
広域防災局広域企画課長	計倉	浩寿
広域防災局防災課長	高見	隆
広域防災局災害対策課長	北本	淳
広域防災局訓練課長	宇仁	貫一
広域防災局広域研修課長	坂本	誠人
広域防災局参与（滋賀県）	小笠原	俊明
広域防災局参与（京都府）	山田	清司
広域防災局参与（和歌山県）	木村	雅人
広域防災局参与（徳島県）	三宅	祥寿
広域防災局参与（京都市）	藤原	正行
広域防災局参与（大阪市）	東	信作
広域防災局参与（堺市）	金銅	万知

午後1時31分開会

○委員長（山下直也） それでは、これより関西広域連合議会防災医療常任委員会を開催いたします。

最初に井戸広域連合長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○広域連合長（井戸敏三） 関西広域連合議会防災医療常任委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

広域連合の発足から今年1日をもちまして3年を迎えました。広域連合議会も議員定数36名体制となり、充実して参っております。また、今年度は設立当初に策定しました広域計画の改定を迎えます。現在、来年3月の連合議会で議決をいただけるように議会はもとより、有識者や管内市町村など、幅広いご意見を賜りながら作業を進めております。今後とも関西の発展のため、関西広域連合議会と連絡を密にしながら関西の抱える広域的な課題に対しまして積極的に取り組んでまいりますので、議員の皆様方のご指導、ご協力をお願いいたします。

広域防災でございますが、担当する兵庫県と神戸市がしっかりとタッグを組み、さらには各構成団体とも密接に連携し、大規模広域災害時にスピード感を持った応援による被害の軽減や関西全体の防災力を向上させるための事前対策を実施してまいります。本年は多くの台風被害に見舞われましたが、9月15日から16日にかけて襲来した台風18号災害に際しましては、災害対策準備室を立ち上げ、大雨特別警報の発令された3府県、福井県、滋賀県、京都府に対しまして、広域防災局の職員を派遣して情報収集を行いました。その結果に基づき、広域的な災害ボランティアの活動を促しました。また、国に対する緊急提案の実施や滋賀県、京都府に対する公共施設の復旧について応援職員を派遣するなど、広域連合として迅速な対応を行うことができました。

去る10月27日には、滋賀県近江八幡市におきまして近畿府県合同防災訓練を開催いたしました。近畿府県の防災関係機関が連携した広域かつ大規模な実動訓練であります。161の関係機関、約1万人の参加のもとに実施されました。今回の訓練は広域連合の行う広域

応援の具体的な手順をマニュアル化した関西広域応援・受援実施要綱策定後の初の実動訓練であります。この要綱に基づく現地支援本部の設置運営や名神高速道路黒丸パーキングエリアの緊急開口部を活用した広域物資輸送についての訓練も合わせて実施いたしました。昨年度に引き続き、相互応援協定を締結している九州地方知事会にも情報伝達訓練に参加していただき、広域物資輸送訓練では6府県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、三重県、奈良県のトラック協会、滋賀県倉庫協会、西日本高速道路にもご協力をいただきました。また、25日には同じく滋賀県で琵琶湖西岸断層地震を想定した広域図上訓練も実施いたします。

今後ともこうした他圏域や民間事業者とも連携した訓練を行いまして、関西の防災力がさらに向上することを期待しております。また、東南海・南海地震等の大規模広域災害発生時に広域連合がとるべき対応やその手順について定めた関西全体の防災計画であります関西防災・減災プランにつきましましては平成23年度に総則編と地震・津波災害対策編、そして原子力災害対策編を策定し、本年6月には原子力災害対策編を改定いたしました。今年度はさらに風水害対策編と感染症対策編を策定し、既に策定済みの各対策編と合わせ、プランの体系を完成させる予定です。

また、原子力災害につきましましては、広域避難のガイドラインも整備することとしております。この後、事務局より現段階の検討内容を説明いたしますので、議員の皆様のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（山下直也） 次に、久元広域連合委員から一言ご挨拶を願います。

○広域連合委員（久元喜造） 関西広域連合議会防災医療常任委員会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

11月20日に神戸市長に就任をさせていただき、関西広域連合では、広域防災副担当委員を務めさせていただくことになりました。

井戸連合長のご挨拶にもありましたように、関西広域連合は今年1日をもって発足から3年を迎え近畿圏を超える地域を対象とした七つの広域行政を担う機関として着実な実績を積み上げて来たわけであります。その中でも、とりわけ防災分野の役割は大きいと強く認識をしております。関西広域連合が今後とも広域大規模災害などに迅速かつ効果的に対応していくためには、応援・受援要綱の策定を初め、これらを常に実効あるものとするための訓練の実施やその見直し、救援物資の供給などに関する民間企業団体との協定の締結、さらには風水害対策や新型インフルエンザなどの健康危機管理、原子力対策など、あらゆる危機事象について対応策の整備が必要であります。

神戸市は基礎自治体の立場から、日常的に住民や利用者とは接し、災害時のさまざまな応急業務を担ってきた蓄積、そして大都市固有の帰宅困難者対策などの問題に取り組んできた経験を生かし、兵庫県としっかりと連携しながら、さらに関西の防災力の向上に貢献できるよう努めてまいります。とりわけ南海トラフ地震対策では日ごろから浸水想定地域などで地域住民や事業者とまち歩きやさまざまな話し合いを重ね、避難経路、避難ビルの決定や避難支援体制の構築などを通じて自助や共助の取り組みが着実に進められてきているところでございます。

一方で、これらの取り組みを進めれば進めるほど広域大規模災害においては食料物資や

医療確保などの面で広域的な応援・受援の枠組みが不可欠であるという思いを強くいたします。これらの広域の枠組みが現場や地域ごとの住民・事業者の防災対策のさまざまなニーズなどに直結して効果的に生かされるように鋭意取り組んでまいります。

議員の皆様には、今後ともよろしくご指導を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（山下直也）　　ありがとうございました。

本日の理事者側の出席者につきましては、お手元に名簿を配付しておりますので、ごらんおき願います。

次に、調査事件についてであります。

本日は、広域防災の推進、関西防災・減災プラン（風水害対策編）、また（新型インフルエンザ等対策編）、（インフルエンザ・口蹄疫等対策編）及び原子力災害広域避難ガイドラインについて調査事件としております。なお、本日は説明及び質疑を含め、15時30分をめどといたします。

それでは、広域防災の推進等、調査事件について杉本広域防災局長から説明をお願いいたします。

○広域防災局長（杉本明文）　　広域防災局長の杉本でございます。私のほうから調査事件5項目につきまして、ご説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

資料1をお願いいたします。

まず広域防災の推進についてでございます。横長の資料でございます。めくっていただきまして1ページでございます。

広域防災局の実施事務でございますが、記載のとおり「関西防災・減災プラン」の充実・発展以下、7項目でございます。

2ページをお願いいたします。

まず、これまで具体的に行ってまいりました広域応援・受援、これについてご説明をさせていただきます。

一つ目、東日本大震災への支援でございます。3月11日の東日本大震災の発生を受けまして、3月13日に緊急の広域連合委員会を開催いたしております。緊急声明（第1次）といたしまして、被災地対策、支援物資等の提供、応援要員の派遣、避難生活等の受け入れ、こういったことを内容とする声明を発表いたしますと合わせまして、カウンターパート方式による支援の決定をし、さらに現地連絡所の開設も決定をいたしております。3月29日にも委員会を開催いたしまして、第2次の緊急声明を発表したところでございます。

おめくりいただきまして3ページでございます。

カウンターパート方式による支援でございます。

図にございますように、兵庫県、鳥取県、徳島県が宮城を、滋賀県、京都府が福島を、大阪府、和歌山県が岩手をとという形で応援先とそれから応援団体、これをきちんと決めて応援をしていこうということで、カウンターパートの決定をいたしております。その結果でございますが、迅速かつ機動的で継続性を持った責任ある支援が実施できたのではないかと考えております。

次のページ、4ページでございます。

支援内容でございますが、まず物資の送付といたしまして、アルファ化米、飲料水、毛

布、簡易トイレ等、記載のような数量を送付いたしております。また、職員の派遣でございますが、累計で15万3,400人・日、これは一人の人間が7日間行きますと7人・日ということでございますので、そういう計算になっております。それから現在は190人が被災地に出向いておりますしピーク時、これは平成23年4月17日でございますが、387人が被災地で支援に当たっていたということでございます。それから、避難者の受け入れでございますが、11月29日現在では4,540人受け入れておりますが、これもピーク時は昨年8月でございますが、4,754名受け入れをさせていただいております。

おめくりいただきまして5ページでございます。

人的支援の実施でございます。これはフェーズに対応いたしまして支援の実施をしております。

まず緊急の対応期でございますが、避難所生活の改善でありますとか応急仮設住宅の建設、罹災証明・生活再建支援金など膨大で臨時的な災害業務が発生をいたします。これに対応していくための応援要員として短期で数多くの職員の派遣をしたということでございますが、半年ほど経過をいたしますと復旧・復興期に入ってまいります。復旧・復興期では復興計画の策定、あるいはまちづくり計画づくり、あるいは本格的な社会資本の復旧、仮設住宅のコミュニティづくり、心のケア、こうしたことが重要になってまいりますので、その専門家を派遣していこうということで、阪神淡路大震災の復興を経験しましたNPO、学識者、こういった方々をアドバイザーとして派遣をいたしておりますし、職員につきましてもまちづくりや土木、税務等に精通をした職員を中長期で派遣をしているという状況でございます。

6ページをお願いいたします。続きまして平成23年台風12号災害への支援でございます。

この台風は平成23年9月3日に四国に上陸をいたしました。動きが非常に遅い台風でございますが、紀伊半島を中心に記録的な大雨がもたらされたということでございます。被害の概要でございますが、死者・行方不明者、和歌山県61人、奈良県24人、全壊家屋は和歌山県で240棟、奈良県で48棟という状況でございます。広域連合の初動の対応といたしましては、9月2日から情報収集体制を敷いておりまして、9月5日には大阪府から和歌山県へ、9月6日には広域防災局から和歌山県へ、さらに大阪府から奈良県へ、9月7日には京都府から奈良県へ情報収集のために職員の派遣をいたしております。また、消防防災ヘリにつきましても兵庫県から三重県に物資運搬用として派遣をいたしております。

こうしたことに基づきまして、物的支援ということで和歌山県に対しまして飲料水等の物資の支援を行っております。

おめくりいただきまして、7ページでございます。

同じく平成23年12号台風への支援でございますが、その後、ボランティア等の派遣ということで、各府県から940名、加えまして和歌山県と和歌山県市町村のボランティアセンターの支援に対して171名の派遣をいたしております。また、人的支援の実施ということで、家屋被害調査の現地研修、災害救助法の適用を受けた市町職員への研修のための職員を派遣いたしております。また、岩手県に派遣をされておりました和歌山県の土木職員の代替要員を派遣いたしておりますし、和歌山県、それから和歌山県田辺市、奈良県に対しましてそれぞれ19名、10名、8名という形で公共土木施設の復旧等に要する職員の派遣をさせていただいております。また、その中で、受援の調整ということで、九州地方知事会

に要請をいたしまして、先ほど申し上げました職員のうち10名を九州地方知事会から派遣をいただいているという状況でございます。

8ページでございます。ことしの台風18号災害への支援でございます。

これは、連合長のご挨拶でも大半説明がつくされるわけでございますけれども、被害の概要といたしましては、記載しておりますように死者、福井県、滋賀県でそれぞれ1名、負傷者は京都府で6名、滋賀県9名、床上・床下浸水ということで福井県396棟、京都府4,806棟、滋賀県1,193棟という被害がございました。初動の対応といたしまして、広域防災局から職員を9月17日に派遣をさせていただいて、支援ニーズの把握をしております。また、人的支援の実施ということで、合計13名を京都府と滋賀県に11月1日から1年間派遣をさせていただいております。また、国への緊急提案も行ったところでございます。

続きまして9ページをお願いいたします。

災害への備えの充実ということで、事前の備えを広域連合として進めております。

その一つ目は、民間事業者との連携の推進でございます。

平成23年度の取り組みといたしましては、コンビニエンスストア・外食事業者等との間で「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」の締結をいたしております。また、原子力事業者との間で情報交換等に関します覚書の締結をいたしております。平成24年度にはP&G株式会社と「大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定」、ヘリコプター運航事業者6社と「ヘリコプターの運航に関する協定」、それから近畿旅客船協会、神戸旅客船協会と「船舶による災害時の輸送等に関する協定」の締結をいたしております。また、阪神・淡路まちづくり支援機構、これは建築士とか司法書士とか弁護士とか、士業の方々を構成員とする団体でございますが、「復興まちづくりの支援に関する協定」の締結をいたしております。また平成25年度、本年度でございますが、関西ゴルフ連盟、徳島県ゴルフ協会と「支援協力に関する協定」を結ばさせていただいております。

10ページをお願いいたします。

原子力災害への備えでございます。

原子力事業者との安全確保にかかる覚書の締結ということで、非常時の情報の伝達でありますとか、平常時の情報交換体制でありますとか、あるいはエネルギー対策の推進に関しまして、関西電力、日本原子力発電、日本原子力研究開発機構と覚書の締結をいたしております。それから国に対する原子力発電所の安全確保等に関する緊急申し入れということで、平成24年3月27日を皮切りに13回申し入れを実施しております。

原子力災害に係る広域避難の受入調整ということで、福井県内の4原発の災害を想定いたしまして、福井、滋賀、京都の3府県のUPZ内の住民の受け入れについて調整を行っております。後ほどご説明をさせていただきます。ガイドラインの策定中といたしますのは広域避難に関するガイドラインでございます。これも後ほどご説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

南海トラフ巨大地震への対応でございます。

これにつきましては国のほうが対策の最終取りまとめを平成25年5月にいたしております。被害想定につきましては昨年8月に出されております。

こうしたことに基づきまして、現在、各府県で独自に被害想定や対策の取りまとめが行われております。広域連合といたしましては、これらを整合させながら南海トラフ巨大地

震応急対応マニュアルを来年度策定をしていきたいと考えております。

12ページをお願いいたします。

広域応援訓練の実施でございます。

毎年実動訓練と図上訓練を1回ずつこれまで実施をいたしております。平成23年度は徳島県、平成24年度は兵庫県、平成25年度は滋賀県でそれぞれ記載のような内容で実施をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

防災人材の育成でございます。

防災担当職員の研修を実施をいたしております。基礎的な研修とそれから災害救助法、家屋被害認定といった実務的な研修を記載の表で一覧にしておりますが、実施をいたしておりますし、またことし8月には応援・受援実施要綱に基づくオペレーションを習得するというところでワークショップも開催したところでございます。

14ページでございます。

関西防災・減災プランの策定でございます。

プランの策定方針、特徴でございますが、まず策定方針につきましては阪神・淡路大震災、東日本大震災を踏まえたプランにする。府県民にわかりやすいものにする。充実・発展型のプランにしていくということでございます。

プランの特徴、全国初の広域にわたるプラン以下、記載の6項目、特徴といたしております。

15ページをお願いいたします。

プランの構成でございますが、これも連合長のほうからご説明いただきました。五つの編で構成をすることにいたしております。上、総則編以下3編は策定済みでございます。感染症、風水害に関しましては本年度策定をしていく予定でございます。具体的な応援・受援を実施していくための応援・受援実施要綱は、昨年3月に策定をしたところでございます。以下、記載のようなマニュアル等も策定を進めているところでございます。

16ページをお願いいたします。

関西広域応援・受援実施要綱の内容について少し触れさせていただきます。

まず、準備体制の確立ということで、関西圏域で震度5以上の揺れが観測された場合等については対策準備室の設置をいたしまして、震度6弱以上の揺れが起きましたときには緊急派遣チームの派遣をまいります。関西圏域以外でも記載のような震度6弱、あるいは震度6強の場合には対応をまいります。予定にいたしております。

17ページでございますが、応援・受援体制の確立といたしまして、大規模災害の規模区分を設けまして小さいから極めて大きいまで、あるいは単独府県の災害か複数県の災害かによってレベルを五つに分けてまして対応していきたいと考えております。

18ページをお願いいたします。

原子力災害対策編でございますが、これは国の原子力災害対策指針に基づきましてプランを策定し、また改定をしているところでございます。左下、プランの抜本改定と記載をしておりますが、そのポイントといたしまして、特に③広域避難の枠組みの提示、こういったことを中心にプランづくりを進めているところでございます。今後の課題、その右側に記載しておりますが、国のほうでPPAの導入でありますとか、あるいは広域避難の詳

細検討、こういったことが予定をされておりますので、それに合わせて改定をしてみたいと考えております。

最後のページでございます。19ページ、次期の広域連合広域計画の原案といたしまして、広域防災分野では（１）から（３）に記載しておりますが、大規模広域災害を想定した広域対応の推進、関西の広域防災拠点のネットワーク化の推進、防災・減災事業の推進、この３項目に重点を置いて推進をしてみたいと考えております。

続きまして、二つ目の項目、関西防災・減災プラン風水害対策編についてご説明をいたします。合わせまして資料の２から４まででございますが、これは本年度策定予定、先ほどご説明をいたしました策定予定の分野別のプランでございます。現在、１回程度の専門部会を開催してご議論をいただいているところでございまして、今後、計画策定委員会、あるいは専門部会に諮る予定の事務局の原案の概要をここに示させていただいたものでございます。これに基づきまして年度内には成案を得まして議会にご報告をしてみたいと考えております。

その資料２でございますが、まず、風水害対策編でございます。

想定される風水害といたしましては、淀川等の大河川の氾濫、あるいは広域にわたる高潮災害、あるいは複数河川の氾濫、中山間地域における大規模な土砂災害の多数同時発生、こうした災害の想定をしていきたいと考えております。下の表にございますが、災害事例といたしまして、右側、平成16年の台風23号、あるいは室戸台風、ジェーン台風、あるいは平成23年の台風12号、こういった大きな災害がございましたが、例えば表の中欄に記載しておりますような形で、これまでの災害を上回るような災害が起こった際に、どう対応していくのかというようなことを検討していくべきだと、想定して考えるべきだとしております。

それから二つ目、取り組むべき課題でございますけれども、近年の主な風水害の経験、教訓を踏まえまして、以下４項目といたしております。

まず、総合的な治山・治水対策が必要ということで、ハード、ソフトを組み合わせ、あるいは府県民をも巻き込んだ取り組みが必要になってくるのではないかと考えております。また二つ目、災害対応体制の強化ということで、情報の迅速な把握、それから関係機関の連携をさらに強化する必要がある。それから三つ目、住民避難の質の向上ということで、ハザードを正確に住民に認識をしてもらうこと、それから水害とか土砂災害などの災害の種別に応じて安全確保行動をしっかりと考えていただく必要があるということでございます。それから４番目、応援・受援の円滑な実施でございますが、これは②の災害対応体制の強化とも一体のものとして、機動的に被災団体や被災者の支援を行っていく、そういう課題があると考えております。

二つ目、災害への備えでございます。

まずその一つ、総合的な治山・治水対策でございますが、風水害に強い地域づくりといたしまして、治山・治水事業を計画的に推進をいたしますとともに、総合的な流域治水の考え方を関西全体で共有をしていきたいと考えております。

おめくりいただきまして２ページでございますが、基本的な考え方といたしましては氾濫防止、保水・遊水、減災の三つの柱を掲げまして河川整備、砂防施設整備、森林の保全、農地の保全、あるいはハザードマップの作成・周知、こういったことに取り組んでいくべ

きことを示しております。関係主体の基本的な役割ということで、国、広域連合、構成団体、市町村、住民のそれぞれの役割を示すとともに相互にこれらが連携をしていく重要性を示していきたいと考えております。

それから、風水害に強い地域づくりの主な取り組みといたしまして、氾濫防止につきましては河川改修、既存ダムの治水機能の向上等々を記載のような事項。保水・遊水につきましては森林の保全、農地の保全、老朽ため池の改修等記載のような事項。それから減災につきましては総合的な流域治水の推進ということで、府県、市町村、府県民が協働をして総合的な流域治水を推進する条例等の制定でありますとか、危険性の高い区域での建築規制、土地利用規制の検討、それから地域の防災体制の整備といたしましては次の3ページになりますが、水防活動体制の整備以下、記載のような項目。住民の避難の質の向上といたしまして、迅速確実な情報伝達の仕組みの整備でありますとか避難行動、要支援者への避難誘導體制の確立、あるいは災害の情報の種別に応じて安全確保行動を的確に提示をしていく、こういったことを考えております。

これらにつきましては、構成団体と一体となって推進を図りたいということで記載をしていきたいと考えております。

それから関西最大の流域である琵琶湖・淀川水系における治水対策についてでございます。

琵琶湖から下流への流量の調節につきましては、このたびの台風18号でも非常に大きな課題となったように、上下流の利益が相反する課題も多いというふうに理解をしております。調整が難しい課題だと考えております。本案では現時点で上下流が相互に助け合う真の流域協調を目指すという視点から、上下流のリスク分担を総合的に検証し、より望ましい水位操作の検討を行うとしておりますが、今後計画策定過程において関係団体や専門家の意見を十分にお聞きをいたしまして、どのような形でこのプランに盛り込んでいくべきか、さらに十分に検討をしてみたいと考えております。

次のページ、4ページをお願いいたします。

事前の備えの二つ目の項目でございまして、災害対応体制の強化でございます。

まず、被害状況・支援ニーズの迅速な把握ということで、関西広域の防災情報システムの導入について検討したいと考えております。それから、市町村間の連携の推進でございまして、このたびの台風18号でも近隣市町からの支援が非常に機動性が高かったという実績がございます。こうしたことを踏まえまして、府県域を超えた市町村間の相互応援協定の締結を推進していきたいと考えております。三つ目、関係機関との連携強化でございます。専門家、防災研究機関、あるいは民間企業、社会福祉協議会、NPO、さまざまとところと連携の強化をしてみたいです。そのほか、拠点施設や重要設備の浸水対策等、あるいは実践的な研修、訓練等を行っていくということにしております。

それから、災害発生時の対応でございます。風水害の発生はある程度事前に予測が可能でございます。このために初動体制を早期に確立をしていくことが最も重要かと考えております。アとイに記載をしておりますが、関西圏域内で府県で災害警戒本部または対策本部が設置をされた場合、あるいは国内で甚大な被害が予測されるような場合は、情報収集体制をきちんと確立をするということ。それから特別警報が発令された場合は、速やかに警戒本部を設置するという。それから甚大な被害が推測される場合には、緊急派遣

チームを派遣をしていくと、こういった体制を確立してまいります。

それから二つ目、応援・受援の円滑な実施でございますが、給水、災害廃棄物、避難所運営等、市町村支援について積極的に取り組んでいくこと。社会基盤施設の早期復旧のための応援職員の派遣に取り組んでいくこと、こういったことを掲げたいと考えております。なお、地震・津波災害対策と共通する部分が非常に多くございます。これらにつきましてはこちらを準用して対応してまいりたいと考えております。

5ページは行政主体別の事前の備えにつきまして一覧化をしたものでございます。説明は省略をさせていただきます。

資料の3をお願いいたします。

感染症対策編のうち、新型インフルエンザ等対策編でございます。

ことし、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されまして、政府の行動計画や都道府県の行動計画が策定をされております。広域連合は対策の中心的な役割を担います、各構成府県・連携県の対策を補完いたしまして、関西圏域全体としてより水準が高く統一性のある対策が実施をできるように、各府県市の行動計画と整合性を図りながら、広域調整を行うための方針を取りまとめるということで、この感染症、新型インフルエンザ等対策編を取りまとめてまいりたいと考えております。対象とする感染症は、政府行動計画等が対象としているものと同じでございます。記載の新型インフルエンザということでございます。

二つ目、対策の目的及び基本的な戦略ですけれども、これも特別措置法が目的といたしますところと同じでございます。感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する、それから2点目といたしまして国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする、でございます。

おめくりいただきまして2ページでございます。

新型インフルエンザ等対策の留意点でございます。

基本的人権の尊重等、政府行動計画に掲げる点に加えまして、応援職員への感染とか応援職員を通じた感染の拡大ということもリスクとして考えられますので、応援の可否、あるいは必要性、効果等をより慎重に判断をしなければいけないというふうに考えております。

4番目、新型インフルエンザ発生時の被害想定でございますが、これは政府行動計画の想定のもとに算定をいたしてございまして、関西の人口で按分をしたものでございます。外来患者数は253万人から487万人、入院患者数は10万人から39万人、死亡者数は3万人から12万人ということが想定をされているというものでございます。

それから5の発生段階でございますが、新型インフルエンザの発生から蔓延にいたりますまでに、状況が常に変化をしていきます。そういうことで、あらかじめ発生段階を設けて各段階ごとの対応方針を定めていきたいと考えてございまして、このプランでは発生段階を未発生期、海外発生期、関西圏域内発生早期、関西圏域内感染期、小康期という区分で対応方針を決めてまいりたいと考えております。

6番目、新型インフルエンザ等対策でございます。まず実施体制でございますが、海外での動物インフルエンザ発生の初めから段階的に体制を整えていくことにしたいと考えてございまして、まず①でございますが、海外において新型インフルエンザ等が発生し

た疑いがあり、政府の初動の対処方針について協議・決定がなされたといったときには警戒本部を設置いたします。

それから、3ページの②でございますが、政府もしくは都道府県の対策本部の設置、あるいは関西圏域内の府県を区域とする緊急事態宣言が発せられたときには、対策本部を設置いたします。その次にサーベイランス、情報収集でございます。これは構成団体・連携県のサーベイランス情報等につきまして、広域連合として情報収集し、共有を図っていただくということにいたしております。

3番目、情報提供・共有でございます。広域連合は、構成団体等と密接に連携をいたしまして、情報提供・共有を図ってまいります。その中で、個人情報取り扱いに関する基準、あるいは情報の提供方法や内容、こういったことについて共通化を図る必要がある場合には、必要な広域調整を行ってまいります。また、統一メッセージを出す等の発信を行ってまいりますし、ポータルサイト等の情報共有システムの構築にも努めます。それから構成団体等におきましては、コールセンターが設けられます。そのコールセンターに寄せられる問い合わせ等の情報について、広域連合として集約をして、圏域内での共有を図ります。それから、風評被害の防止のために、正しい情報の発信にも努めます。それから、緊急事態宣言がとられている場合には、関西圏域のどの地域でどのような緊急事態措置がとられているのか、これを広報してまいります。

それから4番目、予防・蔓延の防止でございます。これにつきましては、構成団体等が事業者等に対して感染防止策を講じてほしい、あるいは学校に対して臨時休業をしてほしいというような要請を行います。こういった事業者等が府県をまたがる場合に、必要に応じて調整を行いたいと考えております。

また、同じく、次の4ページになりますけれども、住民に対しまして、不要不急の外出の自粛要請、あるいは学校、保育所等に対して施設の使用制限、こういったことを構成団体等が行いますので、府県をまたがったような場合には広域連合において必要な調整をしたいと考えております。

それから、予防接種でございます。まず特定接種ですが、これは、住民接種に先立ちまして、登録事業者、あるいは公務員に対して実施をされるものでございまして、その範囲、総数、接種順位等は国の基本的対処方針で決められます。広域連合は府県をまたがるような事業者など、特定接種が効率的に実施できるように、働きかけてまいりたいと考えております。また、住民接種につきましては、これも接種順位等を含めて政府において決定がなされるわけでございますけれども、基本は市町村による集団的摂取でございますが、府県を越えて広域接種を実施する場合もありうると考えておりまして、その実施体制について広域連合で構築をしてみたいと考えております。このほか研修、あるいは訓練も実施をしてみたいと考えております。

それから、医療でございます。医療体制の整備、医療の確保につきましては、これは構成団体のほうで体制が構築をされます。広域連合につきましては②でございますけれども、これ、主語に「構成団体・連携県は」と記載しておりますが、誤植でございまして、「広域連合は」の誤りでございます。広域連合につきましては検査体制、あるいは医療資器材の整備・融通等々につきまして、広域的な調整を行って応援体制の構築に努めてまいります。

それから、府県民生活・府県民経済の安定の確保でございます。まず、登録事業者等におきましては、5ページのほうになりますけれども、事業継続をしっかりと行っていただく必要があるということでございますし、構成団体等につきましては緊急物資の輸送、あるいは物資の売り渡し等の要請、指示を行うことができるということにされております。広域連合につきましては、統一的な取り扱いが求められる場合には、広域調整を行ってまいります。それから②の広域火葬でございますが、これは広域連合が中心になりまして実施体制の構築を図りたいと考えております。それから、府県民への呼びかけ等ということで、当然、事業者のサービス水準が低下をしたりとか、また物価等が変動したりとかいうようなことがございますので、そういったことに関して構成団体が調査、あるいは呼びかけ等を行います。こういったことに関して統一的な取り扱いが求められる場合は広域連合としても調整を行ってまいります。

6ページ以下につきましては、オペレーションマップを示させていただいております。これは、対策の主体が実施をいたしますオペレーションを一覧化したものでございます。地震・津波災害対策編等にも同様のオペレーションマップの掲載をいたしております。

説明省略をさせていただきます。

資料4をお願いいたします。

○委員長（山下直也） 杉本局長、説明の途中で申しわけございません。ちょっと私のほうから、訂正だけさせていただきたいと思っております。

先ほど、私のほうから本日の調査事件について発言をさせていただきました。その際、「鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策編」と申し上げるべきところを、「鳥」が抜けました。ご指摘をいただきました。ここでおわびを申し上げて訂正をさせていただきたいと思っております。

そういうことで発言を続けてください。

○広域防災局長（杉本明文） はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして資料4その鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策編についてご説明をさせていただきます。

構成府県等が実施をいたします鳥インフルエンザ・口蹄疫等の防疫措置を円滑に実施ができますように、広域連合が行います応援・受援の広域調整についてその方針を取りまとめるものでございます。

まず、関西圏域の畜産業でございますが、記載のとおり産出額は全国の6.7%、農業産出額に占める割合は22.5%ということで、それほど全国的に見れば大きくはないと。また、関西圏域では兵庫県と三重県で約半分の産出額を占めているという状況でございます。

二つ目、関西圏域における特定家畜伝染病の発生事例でございますが、平成16年2月に高病原性鳥インフルエンザが発生をいたしてございまして、その後、散発的に発生をいたしております。口蹄疫につきましては関西では発生いたしてございません。

2ページをお願いいたします。

まず、発生・蔓延への備えでございます。

そのうちの発生時に備えた準備でございますが、まず早期通報体制の整備をいたします。これにつきましては近畿農政局ルートと広域連合ルートで多重化を図ってまいります。②初動防疫に必要な農家情報等の収集・共有でございますが、農場の所在地、畜種、飼養頭

羽数、焼埋却地等の確保状況、こういった情報の把握をいたします。またマップシステムを活用いたしまして、想定される搬出制限区域の農家情報等についても情報の共有を図ってまいります。③でございますが、初動防疫に必要な人員等の確保ということで、構成府県等が人員・資材等の確保を行うのに合わせまして、関西圏域におけます家畜防疫員、防疫資材に関する情報の共有を図ってまいります。

(2) 家畜の所有者に対する指導・助言等でございます。

これは、構成府県等の業務でございますが、記載のような①から③まで構成府県が実施をしてまいります。

(3) 畜産関係者への海外渡航に関する指導、これにつきましても構成府県等の業務でございまして指導をいたしてまいります。

それから広域防疫訓練の実施も事前の備えとして実施をしてまいります。

それから、4の発生・蔓延時の対応でございます。

まず、段階的な対応体制を整備していくということで、①にございますように、国内で鳥インフルエンザ等が発生したとき、あるいは政府もしくは都道府県の対策本部が設置されたときには広域連合の警戒本部を設置いたします。

それから広域連合の組織を挙げた広域応援が必要と判断される場合には対策本部を設置するというにいたしております。それから、防疫措置の円滑な実施でございますが、構成府県等が中心となってこれも実施をいたします。その措置の内容につきましては3ページに一覧表で記載をさせていただいております。こういったことの支援をしていくのが広域連合の役割でございます、(3) 人員・資材の応援・受援でございます。

その一つ目、初動防疫に必要な人員の派遣・資材等の融通でございます。これは国が指針を策定しておるんですけども、その策定前から関西圏域では独自に制度を設けておりまして、それを継承しております。ただし、指針がございますので、農水省との調整を経て実際の派遣は行っていくということにしたいと考えております。

それから、②家畜防疫員以外の人員の派遣でございますが、家畜防疫員だけでは業務が賅いきれないという状況になったときには、職員の派遣調整を行ってまいります。また、ボランティアの活用についても検討をしてまいります。(4)でございます。広域伝播を防ぐための消毒ポイントの設置ということで、これは必要に応じまして空港・港湾等の交通拠点にポイントの設置をするべく施設管理者に依頼をしてまいります。それから風評被害対策でございます。これにつきましては、流通業界向けの対策に重点を置きながら実施をしてまいります。5項目記載をしておりますが、適正取引の要請でありますとか公的機関、学校給食での畜産物の利用促進あるいは消費拡大イベントの開催等の推進をしてまいります。

4ページでございますが、これも資料3でござらんをいただきましたオペレーションマップと同様のものがございます。それから5ページは、参考といたしまして偶蹄類の家畜と鳥の飼養密度の地図として掲載をさせていただいております。

資料5をお願いいたします。

最後の項目でございます。原子力災害に係る広域避難ガイドラインの概要でございます。これも年度末の策定に向けまして現在、関係団体、あるいは国と調整を進めているものでございます。まず、このガイドラインの位置づけでございます。

これまでの広域避難に関します調整の経緯を少し書かせていただいておりますが、福井県嶺南地域に立地する15の原子力施設のUPZ、いわゆるおおむね30キロメートル圏、この内側には52万人の人口がございます。これらの方々が円滑に避難ができますように広域避難計画の策定に取り組むというものでございまして、各府県とも状況に応じて柔軟な対応ができるように、府県内の避難先に加えまして、県外にも避難先の確保を希望されておられます。広域連合にはこの希望に対応をいたしますために、構成団体が避難先となります福井県嶺南西部、それから滋賀県、京都府、この25万人を対象といたしまして、広域避難先の調整を行っているものでございます。地図に示しておりますように、福井県と京都府の住民につきましては、兵庫県、神戸市が受け入れるように考えております。また、滋賀県の住民につきましては大阪府、大阪市、堺市が受け入れていただくというような方向で考えております。和歌山県と徳島県につきましては、予備枠の確保をしていただくというようなお願いを今しているところでございます。

おめくりをいただきまして、ガイドラインの目的でございます。このガイドラインにつきましては避難元と避難先のマッチング、情報連絡体制、広域避難の実施方針、それから避難所運営方針、こういったものを定めるものでございます。これによりまして、避難元府県市町の広域避難計画の策定を支援しますと同時に、避難先の府県、市町村の地域防災計画に広域避難について組み入れていただくと、こういうことを目指すものでございます。

続きまして、避難元と避難先のマッチングの状況でございます。

まず、カウンターパートの設定を行いました。右の表にございますように福井県につきましては兵庫県、滋賀県につきましては大阪府と和歌山県、京都府につきましては兵庫県と徳島県がカウンターパートということで設定をいたしました。避難元と避難先の市町村のマッチングでございますが、現時点での調整状況、表に記載のとおりでございます。

もう、説明は省略させていただきますが、これに加えまして今後避難経路でありますとか避難中継所等も設定をしていく予定にいたしております。

3ページでございます。

広域避難の実施判断と情報連絡でございます。

災害が発生した際には、国が避難指示を発令をいたします。地方公共団体は、国の避難指示に基づきまして具体的な住民避難の方法を決定をして、実行をしていくとされております。その調整フローでございますが、下にフロー図を記載しております。避難元府県におきまして上から二つ目の四角でございますが、広域避難の必要性を判断していただきます。それに基づいて避難元の市町村で準備が開始をされるということでございます。広域避難の必要があると判断されたときには、避難元の府県から広域連合に対しまして受け入れ要請が行われると。広域連合におきましては広域避難の受け入れ調整を避難先の府県・市町村との間で調整をいたします。そして、その下の箱に記載しておりますが応援計画を作成して受け入れの割り当てを行います。この間も避難先との調整を行います。その割り当てを決めまして、避難元の府県に連絡をする。それに基づいて避難方法が決定され、避難元市町村で広域避難が開始をされるという手順になっております。その間に避難先の府県、市町村では避難所の開設準備等を行っていただくということになります。避難が開始されますと、避難元の市町村におきまして避難者の輸送・誘導が始まりますし、避難中継所の開設・運営が始まります。また、中継所でスクリーニング・除染等が実施をされると

いうこととございます。これに対して避難先の府県・市町村は必要な応援を行うということにいたしております。避難先に避難者が落ちつくということで、その後避難生活支援ということで避難所の運営は基本的には避難元の市町村が行いますが、これに対して避難先の府県・市町村でも支援をしていただく、そういった図柄にいたしております。

4ページをお願いいたします。

広域避難の実施方針でございます。

まず、広域避難の基本型でございますが、図でも示しておりますが、まず避難元の地域から避難中継所までの間でございますが、これは地区、小学校区等を想定しておりますが、その地区単位に集合場所を設けていただいて、バスで避難中継所に移動をしていただく。その集合場所に移動をすることが不適當または困難といわれる方については、自家用車での避難も実施をしていただくということでございます。ただし、自家用車につきましては避難中継所で一時保管をするということにしております。避難中継所から避難所または拠点避難所までの間につきましては避難中継所でスクリーニングを行い、必要に応じて除染を行った上で、バスで移動をしていただくということです。

避難手段でございますが、原則としてバスということにしておりまして、鉄道、船舶の活用も検討をしております。それから、あらかじめバス事業者との間で協定を締結してまいりたいと考えております。それから、バスにつきましては、避難中継所と避難元、それから避難中継所と避難先との間でピストン運行をさせていきたいと考えております。それから集合場所でございますが、これは先ほど申し上げました小学校を基本とするということです。避難経路につきましては高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定をいたします。避難経路上に必ず避難中継所を設けさせていただきます。それから複数の避難経路の設定をする必要があると考えておりまして、こうしたことについて警察、道路管理者と協議をしております。避難中継所でございますが、先ほど来、申し上げておりますように、スクリーニング、除染の実施場所でございますし、バスの乗りかえ場所、自家用車の一時保管場所、食事・トイレ休憩等の場所となるものでございます。避難中継所につきましては、被爆の抑制と汚染の拡大防止という観点から、UPZの圏外の近傍に設置をしていきたいと考えております。

5ページをお願いいたします。

避難元の府県につきましては、あらかじめ十分な数の中継所の用意をしておいていただくことしております。それから、スクリーニングと除染でございます。実施方法でございますが、これは避難中継所において実施をするということで、国が定める標準的な実施方法、それからこれに基づいて避難元府県が定めるマニュアルに基づいて実施をいたします。原則として全避難者を対象に行います。実施体制でございますが、避難元府県で、人員・資機材等の確保をしていただきまして、そのほかの府県、広域連合につきましては、その支援を行うということと、広域調整の手順の整備を行ってまいります。また、放射線技師会等との協定の締結も進めてまいります。

それから、避難所と避難者支援でございます。避難所につきましては災対基本法に基づきまして、避難先市町村が設置をいたします。それから拠点避難所でございますが、最終的な避難所への振り分けを行う場所として、当然避難者の受け入れも行いますが、開設をするものでございます。避難所の運営につきましては、避難開始当初は避難元の市町村は

なかなか業務が混乱しているということが予想されますので、避難先の市町村が積極的な役割を担っていただくということでございます。しかしながら開設当初から時間がたちますと避難元の市町村が主導する運営形態、さらには避難者による自主運営の形態に順次切りかえていきたいと考えております。

それから避難所運営に必要な人員・物資の確保でございますが、これは避難元・避難先の府県・市町村が協力をして確保をしていくと。不足する場合には広域連合が関西広域に協力を要請をしていきたいと考えております。それから避難の長期化への対応でございますが、避難所の開設期間は、おおむね2カ月と考えておりまして、それより長期にわたります場合には二次避難先へ移行を進めてまいります。

6ページでございますが、二次避難先といたしましては公営住宅、あるいは民間賃貸住宅の借り上げ、職員宿舎、こういったものを確保して、それでさらに不足する場合は、仮設住宅の整備をしたいということでございます。このみなし仮設のために、宅建業協会との協定も締結をしていきたいと考えております。

それから、(6)でございますが、関西圏域内だけではどうにも不足をするという場合には、国、全国知事会、他ブロック等にも応援要請を行ってまいります。それから費用負担でございますが、これは最終的に避難先の府県・市町村の負担とならないことを原則に費用負担をしていただく予定にしております。

それから6番目、避難行動要支援者の広域避難についてでございます。これは本当に各人の特性を踏まえた避難計画を策定する必要があると考えておりまして、今後、国の指針に基づきまして、市町村がその策定に取り組むことになってございます。広域連合としても必要な協力をしてまいります。

それから、最後、国との関係でございます。原子力災害時におきましては、国が避難等の実施判断を行います。このために、府県域を超える広域避難については国にも一定の責任があると考えております。そのため、積極的な関与が必要であると考えております。国におきましては、現在、「広域的な地域防災に関する協議会」が設置をされておきまして、さらにそのもとでワーキンググループも設置をされております。広域連合もここにオブザーバーとして参画をしているわけでございますが、その中で広域連合として、今ご説明申し上げましたガイドラインの内容が議論をリードしている状況でございます。今後、広域連合が中心的な存在となりまして、この協議会における広域避難計画の取りまとめに当たってまいりたいというふうに考えてございます。また、蛇足でございますが、南海トラフ等の大規模災害が起こりました際にもこういった広域避難が必要となるということが予想されます。その際にも、本ガイドラインを応用することによって、対応をしていくことができるのではないかと考えてございます。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（山下直也） それでは、これまでの説明について、何か発言があれば、順次ご発言をいただきたいと思っております。

吉田委員。

○委員（吉田利幸） ご苦労さまでした。非常に多岐にわたっておりましたのですけれども、平成7年に阪神淡路大震災があつて、平成23年3月11日に東日本大震災があつて、私は広報のあり方とか報道関係と、この原発の再稼働を認めないということでは国益を阻

害しているように思うんです。それに何があるのか考えれば、唯一の被爆国であるということで、広島、長崎に原爆が投下されて、あの思いを持っておられる人が多いでしょうし、また、ヨーロッパにおいてはチェルノブイリの原発事故がありました。あれとはちょっと異質なものだと思うんですけれども、そういう意味では正しい分析をした情報を提供すると。これは風評被害にも関係してくると思うので、当然、NHKを初め、報道のあり方がどうなのか、原発を再稼働をするか云々の話で、毎日大体100億円ぐらいいっているんですね。LNGが大体アメリカの8倍ぐらいで買っているそうなんです、これは環境の問題を考えたら、こんなことを言っておいていいのかということが1点ありますし、それから原発のチェルノブイリとこれとは違うんだという形の情報も、我々もわかるように一遍、研修会をやっていただけたらありがたいなと思っております。

それから、報道のあり方、広報のあり方、これは広域連合のほうも真剣に考えていただきたいというのと、それから森林の保全とようやく減反政策、国のほうでも見直しということになりましたが、これも真剣に考えておかないと風水害のいわゆる想定外の豪雨というのが、ここ近々の状況ですから、これについては最も基本的なベースとして、これは本気になって考えないと、これは大阪府でも森林組合を中心にしているいろんなことを考えているんですけれども、森林の保全を本当に広域で、だから第一次産業を大事にさせていただくためにも一つ分野を設けていただいたというようなことでありまして、これもいろいろ考える。それから、感染症のほうで私、これ、わからないから聞くんですけれども、実は私、高槻島本の選挙区で出ているものですから、日本たばこ産業はP3までの研究所を高槻で建てるときに大騒ぎしたんです。私はこの感染症についても最大のことを考えておかなければならないので、以前に大阪でも大阪府立大学の獣医学部の教授と話し合う機会があって、P4までの研究所が、これは関西圏では絶対に必要だろうという思いがあって、今あるのかなのかこの辺のことでP4までの対応をしておくべきだと。ましてや大変こういうことについてアジア圏においては日本に対して大変期待をいたしておりますので、その件について現段階でどういうふうにお考えなのか、この点についてお聞きをしたい。

それから実は東日本大震災のときにボランティアの受け入れとか義援金がなかなか現場へすぐにおりていなかったりというのも、非常に問題があったんです。それと害虫駆除について、これは私のところの知り合いの方が協会のアジアの責任者をやっていて、国際機関からお金を引っ張って、有料で全国の会社に呼びかけて、東日本全体をカバーしたと、それもかなり早い段階でそういうことをやったという。これは行政任せだったらそこまでできたかなというような思いがあるので、民間の英知を集集するというのであれば、そういう知恵も借りるという意味では、現場へ行った人の意見を集約した形で現場の正しい、特に行き届いていないところはかなりあるんです。今なお、復興についてなかなか思うように我々が考えているほど阪神・淡路大震災のときにはかなり早い段階で復興ができたわけですが、そういうことを考えたときに、現場へ行った人の情報をもっと集めていただくことが必要じゃないかと思えます。

以上です。何かその点についてお考えを。

○委員長（山下直也） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 不足は、防災局長からさせていただきますが、まずは報道の問題は非常に重要な課題を持っていると思います。ただ、原子力にかかわる報道は安全

をベースにしながら、今の検討条件はどうなっているかということ国民にきちっと知らせていただく必要がありますので、姿勢はともかく報道内容は厳密にしながら、ぜひオープンな報道をしてほしいなど、こう願っています。

再稼働につきましては、安全の確保を前提にしながら順次再稼働を認めていくべきだと私自身は本議会でもお答えをさせていただいてきました。

それから、田畑の持っている保水力は大変なものがあるというご指摘であります、まさしくそのとおりだと思っています。私ども、兵庫県では平成16年の台風23号の大被害を受けましたが、その原因が土石流と流木による二次災害が非常に大きかったということに気づきまして、現在、県民の皆さんに800円ですけれども、均等割の超過課税をしております、その超過課税を財源に災害に強い森づくりということで、間伐の促進とそしてその間伐材を活用して土石流の防止策を整備していく、急傾斜地を対象に。これを計画的に進めてきております。

それから田畑につきましても総合治水の発想で、流域ごとに田畑を小さなダムとして活用するような対応を進めております。高等学校の校庭もまず活用して、そのような小ダムに整備も進めているという状況でございます。

それから、東日本大震災におきまして義援金が本当に、かゆいところに直ちに届いたかという、いろんな課題をもたらしてしまったのではないかと思います。ですから、それは義援金が集まった場合には、どういう手順でどういう配付の仕方をするか、前もって決めておく必要があるということなのではないかと思っております。東日本の経験を生かして、前もってその手順を定めておいて次の災害に備える、これが今の我々の課題だと思っております。

それから、害虫駆除は民間、ペストコントロール協会とか、そのような民間で専門家がいるわけでありまして、公的研究機関が実践力に乏しいというところがありますので、これはタイアップさせていただいて、今後もいかなくはならないのではないかと、このように思っております。

それから、現在、私も10月の初めに、2年半ぶりに東日本大震災の被災地を訪ねました。主目的は先ほども報告しましたような派遣をしております職員を激励するため、しかも冬の前に激励しておこうということで、2年半ぶりに現場を訪ねたわけですが、ようやく高台移転とセットにした防潮堤とそれから高台移転で出てきます土砂を埋め立て土砂にして防潮堤とセットにした陸地の整備が始まりつつあります。私が訪ねたのは南三陸町と女川町でございましたが、そのような計画段階から実施段階に入ろうとしている段階でございました。ようやく動き始めたなというのを実感したのでありますが、ただ、リアス式の海岸でいっぱい小集落が点在しているわけですが、その小集落の復旧・復興はまだまだこれからという状況でございました。面的な被害を受けた津波の大被害でありましたので、立ち上がり随分時間がかかったと言わざるを得ませんが、ようやく動き出したな、こんな感想でございます。

そういう意味からしますと、このたびの台風30号によりますフィリピンのレイテ島の高潮被害はある意味で東日本の被災地と全く同様の様相でございます。したがって、世界的な支援が入っておりますけれども、復旧・復興にこれからも我々のできることをしていかないといけないんじゃないか、こんな思いをいたしております、関西広域連合とし

ましては、兵庫県に備蓄しておりました紙おむつとそれから哺乳瓶、これを紙おむつは9万枚、哺乳瓶は1,200本だったと思いますが、フィリピンに送らせていただきました。

先日、P & Gの社長が見えたのでその話をしましたら、フィリピンにも紙おむつの工場があるんだそうです。ただ、そんなに急には増産できないので、大変いい救援物資の支援になったのではないかという評価もいただいたところでございます。

感染症のP 4の取り扱いについては防災局長からお答えさせていただきます。

○委員長（山下直也） 杉本局長。

○広域防災局長（杉本明文） 連合長から答弁をいただきましたが、私のほうから防災・減災プランの策定推進に関連した形で、若干補足をさせていただきたいと思っております。

まず、感染症でP 4の研究所が必要ではないかというようなご指摘がございました。残念ながら現時点では新型インフルエンザを中心にそれが発生した際にどう対応していくのかということについて私ども政府の行動計画、あるいは府県の行動計画に基づいて対応方針を検討している状況でございまして、そういった研究所のあり方まで踏み込めては現時点ではないような状況でございます。感染症、そういった専門的な研究につきましては一方で国の責務というような部分もあろうかと思っております。そういったことも踏まえまして今後、ただ今いただいたご意見を踏まえまして、検討を進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、原発に関して正しい情報提供はきちんとしなさいというご指摘でございます。防災・減災プランの原子力災害対策編に放射線とはどのようなものか、放射性物質とはどのようなものかということについてきちんと我々なりに整理をして掲載をさせていただいております。ただ、それがきちんと広報されているかといいますと、なかなかそういった機会もなかったというようなことでございますので、今後機会をとらまえましてそういった情報についてもきちんと広報をしてまいりたいと考えております。

それから、農地や森林の保水能力といいますかそういったことについてご指摘がございました。連合長が答弁を申し上げましたが、兵庫県におきましても総合的な治水条例を制定させていただいて、進めさせていただいておりますし、また滋賀県でも先導的な条例が検討されているというようなことも伺いをいたしております。そういう先導的な取り組みを関西圏域に推奨していくというのも広域連合の役割かというふうにも思っておりますので、このたび策定をいたします風水害対策編の中で、そういったものをしっかりと組みこんでまいりたいというふうに考えております。

それから、東北でなかなか物資や義援金が届かなかったのではないかとご指摘でございます。それも含めまして災害情報をきちんと迅速にとってくる、そこから支援ニーズをきちんと割り出して迅速に支援をします。これが何よりも一番の原則だと思っております。それに対応していくために防災・減災プランでは先遣隊をまず派遣をしていこう、その次には支援チームをきちんと送り込んでいこうと。そういった中できちんと支援ニーズを酌み取って迅速な支援をしていこうというような仕組みを組み込ませていただいております。そういった仕組みがきちんと機能をしていくように訓練等も通じてこれから進めさせていただきたいというふうに考えております。それによりまして、可能な限り迅速な支援につなげてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（山下直也） 吉田委員よろしいですか。ほかにないですか。

高山委員。

○委員（高山 仁） 簡単に2点だけお聞きします。この資料1の9ページにも帰宅困難者支援について記載がされておりまして、関西のコンビニエンスストアとか外食産業とかこういったところと協定を結ばれて物資調達の面についてはこういった協定を結ばれて進んでおると、これはまた、さらに充実をしていただければと、こう思うんです。

国勢調査で平成22年に大阪市内に昼間に約40万人ぐらいの方々が人口流入、他府県から流入されていらっしゃるという。こういったこともございまして、大阪市だけの取り組みでは非常におさまるものではないという観点から、広域連合としてもよろしくお願いたしたいという、こういうことから一つは関西防災・減災プランを策定されるに当たって、平成23年9月にパブコメをなさっているんです。その中で、余り多くはなかったみたいなんですけれども、その中で一つ、この帰宅困難者支援対策ということで市民の方からご意見が寄せられている。それはこういう内容で、関西広域連合を中心に徒歩帰宅訓練を実施してほしいと。奈良、神戸、京都、和歌山方面にという。こういったようなご意見があって、それに対して関西広域連合の考え方として関西防災・減災プランでは、帰宅困難者支援対策について定めることにしており、関西広域連合や構成府県による徒歩帰宅を含めた帰宅困難者対策訓練の実施について検討をしますと。こういうふうに書かれているんです。だから、こういったことも記載をされておりますので、まず僕の記憶ではこういった訓練をされたような記憶がないんです。だから、一つは実施されたのかどうかということと、それと今後実施される予定があるのかどうか、その程度の規模でなさるのかとか、もしそういったことがわかれば教えていただければなというのが一つと。

それと先ほども申し上げましたように、他府県からかなりたくさんの方も大阪市内に来ていらっしゃると思いますので、こういった発災時に、当然、長距離による、鉄道の代替手段が必要だと。本来ならば道路状況がよければ長距離バス等が考えられるんでしょうけれども、そのときの道路事情によっては非常に難しいと。そういったときには船舶なんかによる移動手段も必要かなと、そういったことも考えられるのではないかなと思ったりもいたします。こういった移動手段であるとか、さらなる情報提供というか、こういったことは当然、広域課題として関西広域連合として、積極的に対策を講じてもらうべきではないのかなということも思ったりもしてまして、ちょっとこの2点についてお考えをお聞きできればと思います。

○委員長（山下直也） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 帰宅困難者対策は大変重要な課題であります。現実に防災訓練、各県でやられておりますが、その中で企業の皆さんと一緒にしまして企業の人たちが中心でありますけれども、帰宅訓練などもその一環として実施をされているところが多いと、これは承知をしております。ただ、大がかりな帰宅訓練については、まだ実施できておりません。これは、大がかりな帰宅訓練についても実動訓練は非常に重要ですから、行っていく必要がある、これは十分承知しているところでございます。ただ、大阪市とか神戸市では帰宅困難者対策に特化した主要ターミナル駅とかの実動訓練とか図上訓練もされているということは承知しておりますが、全体として取り組んでいないということでもありますので、先ほど申し上げましたようにさらに全体としての取り組みを検討してまいる

必要があると思っています。

この10月に滋賀県で開催しました関西広域実動訓練では、コンビニエンスストアとの協定を結んでいるということを示しましたが、そのコンビニエンスストアとの協力事業所に帰宅困難者に提供する交通情報等を掲示する帰宅困難者支援情報伝達訓練も実施いたしました。おっしゃいますように、正確な情報を踏まえていただいて、それから帰宅なら帰宅をするということが重要で、帰宅避難者対策の第一歩は正確な情報の提供、そしてその正確な情報の提供を受けて対策を具体的に起こしていただく。それまでは、その場所にとどまっていたらいい。これが帰宅困難者対策の原則になっておりますので、そのような対応をベースとして考えさせていただこうと考えております。

それから、代替手段でございますが、9ページでもご報告を申し上げましたように、近畿旅客船協会と協定を結ばせていただきました。きっと大規模な地震災害等でございますと、交通手段としては鉄道がとまる、それから道路が閉鎖されるということが大きく予想されますので、船を活用するというのも非常に大きな代替輸送の手段になりうるということで、このような協定を結ばせていただきました。一方でまた、関西一円のバス協会とも協力を得るように協定化すべく、今相談をしているところでございます。

そのような交通業者の皆さんと事前に代替輸送に対応する具体の手順なども定めさせていただいて、それをベースに訓練を行っていく。こんな手順を考えさせていただいているところでございます。冒頭述べました大規模な帰宅困難者訓練もこのような大量輸送機関との協定等十分踏まえまして、それで事前の手順を定めてそれから行うべきではないかということもあわせて、いまだ行っておりませんが、早急に検討をしてまいりたい、このように考えております。

○委員長（山下直也） よろしいですか。ほかに発言ございませんか。

今江委員。

○委員（今江政彦） 滋賀県議会の今江でございます。台風18号のご支援を賜りまして、滋賀県も心から感謝を申し上げたいと思います。先ほど井戸連合長からもお話がございました近畿ブロックの防災訓練、滋賀県の近江八幡市、私の地元でございまして、私の自宅から徒歩10分ぐらいのところ会場が地元の自治会の皆さんと避難をさせていただき、大規模な訓練で近隣の皆さんも大変、防災に対する意識が高まったということで感謝を申し上げたいと思います。

私も2点、1点は台風18号のいわゆる危機管理体制で、県議会の防災の特別委員会でも検討をしておるんですが、滋賀県でも、高島市の鴨川が破堤しまして、自衛隊の出動をいただいで、2階に取り残された人を救助いただきました。このプロセスで、委員会のモデルというんですかいわゆる出動要請、地元から県知事にありまして、自衛隊の出動決定まで、ちょっとタイムラグが滋賀県の場合は出まして。京都に比べますと時間がかかったと、これは実は中身は変わっていないと思うんですが、自衛隊の出動要請をさせていただいて、先遣隊が出て、いろんな条件を検討した上で決定ということで、その辺タイムラグが出たというところで、ただ、実際そういう時刻とかが出ますと、ちょうどその間どうやったんやとか、いろんな課題が出まして、もちろん自衛隊への出動要請というのはそれぞれ都道府県知事の権限でございまして、恐らく駐屯地、それぞれの要請した駐屯地の考え方もあろうかと思ひまして、こうした部分、関西広域連合の中で自衛隊との連絡調整みたいなも

のをこの辺のいわゆる調整の整理みたいなものが、もちろん法に基づくものなので、一定のルールはあると思うんですが、そんな事例もございましたので、ぜひともこの風水害のプロセスの中でもご検討はいただきたいなということが1点でございます。

もう1点は、先ほどもご報告がありましたように、琵琶湖・淀川水系の洗堰の操作規則につきましては、これは先般の議会で井戸連合長のほうから滋賀県の家森議員のほうに一定のご答弁もいただいたところなんですけど、ここにもございますように、より望ましい水位操作ということで、この問題の整理ができるかできないというのはまさしく、この関西広域連合の利害の調整ができるかどうかということは、関西広域連合の存在価値にもかかっていることというふうに私も強く思っております。この辺、学識者も含めて十分な検討をしていただきたい。そして関西広域連合として一定の方向をしっかりとさせていただきたいと。

この2点を要望ということで、申し上げておきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○委員長（山下直也） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 伊丹に第3師団とそれから中部総監部がございますので、そのような意味では事前に関西広域連合としても広域的な防災体制について協力依頼を私も総監や師団長がお見えになるたびにお願いはしているところでもありますけれども、今の具体的な例が出ておりますので、それを踏まえてさらに相談をさせていただきたいと、こういうふうに思っています。向こう自身も災害要請に対しては自衛隊の任務に書かれていることもありまして、体制さえ整えば直ちに出てくるというのが基本になっておりますので、そのような意味で一つの反省材料になるのではないかと思いますので、具体の事例を伝えて、よく俊敏な行動ができるような体制を検討してもらいたいと思います。

それから、洗堰の問題はもうこの間、ご説明を申し上げたとおりでありますけど、私どもとしましては防災の見地から検討させていただくべく、委員会などの組織的な勉強をしたいと、そして提案をしていくべきだと、このように考えておりますし、合わせて、もし洗堰がこの間のような完全閉鎖に伴って、被害がそれに伴ったということによる被害が生じていたとしますと、それは下流が利益を受けたわけでありまして、その辺の被害と補償とのシステムをきちっと作り上げていくということも重要な検討課題だと思っております。これも含めまして、検討会で検討を進めてまいりますので、直ちに結論が出るのかどうか、少しお時間を頂戴する必要があると思っておりますが、検討を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○委員長（山下直也） 今江委員。

○委員（今江政彦） 誤解のないように、自衛隊の話なんですけど、出動要請をして直ちに先遣隊として行動は迅速にさせていただいているんですが、恐らくこの時点で要請があったという、手続的なプロセス、先ほどお話があったように広報、外に出るもので住民の皆さんは判断をされますので、その辺をしっかりとっておかなければならないということで、滋賀県としては迅速に行動をいただいておりますので、その辺の誤解がないようにだけ、よろしく願います。

以上です。

○委員長（山下直也） ほかに、発言ございませんか。

曾我委員。

○委員（曾我 修） 私も確認も含めてご質問をさせていただきたいんですけども、今、委員も台風18号で洗堰の全閉の決断のおかげで、私は京都市の伏見区に住んでおましてまさに向島でございまして、天ヶ瀬ダムも大変危機的な状況、そういう中で嘉田知事のご英断といいますかそういうご判断で全閉していただいたというふうに受けとめておるんですけども、今のお話もこの3ページの中にもありますように、上下流が相互に助け合う真の流域協調を目指すというようなことも書いてあるわけなんですけれども、現実問題といたしまして、我々下流域に住むものとして、例えば宇治川、それから桂川、そして木津側の3川合流地点のいわゆる引堤工事を国が主導してやっているんですけども、なかなかこれが進捗していないというようなこともあるわけで、そういったところで関西広域連合としてもしっかりと国のほうにその辺、推進のほうを声を上げていっていただきたいというふうにも思っておるところなんですけれども、例えば先ほど連合長がおっしゃいました被害が出た場合の、それに対するその後の対応策ということで、いわゆるどう連携をとっていくのかということが、今後の一つの検討課題かなというお話もあったんですけども、その点、もうちょっと詳しくお話がいただけるものであればお願いしたいと思います。

それともう1点、そのちょうど桂川が溢水する際に水防団の方々が非常に大きな役割を果たしていただきまして、地域の住民の方々の安心感、その取り組みをしていただいたわけなんですけれども、ここにも書かれていますように、水防団の広域応援の検討という項目がここで若干触れられているんですけども、そういったことも水防団の方々も関西広域の中での位置づけみたいなものも、より意識していただくような形でしっかり広域連合としての取り組みを進めていただきたいと思うんですけども、その点についてちょっとお話をいただければありがたいと思います。

○委員長（山下直也） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 水害等、災害の後の被災地の対策については、いろんな被害の状況等によって対応の仕方が違うとは思いますが、私の経験では町中ですと、まずはごみ出しです。ごみを出してがれきを片づけない限りは復旧の作業は始まりません。そういう意味で非常に迅速に家の中に積もっているようなごみや泥をかき出して、そしてそれを処理するということが必要ですから、災害直後のボランティアの協力が欠かせない。こんなふうに考えております。往々にしてボランティアの受け入れを、最初のうち困るから来ないでくれという対応をされるところが多いんですが、そうじゃないんです。実際は来てもらって、ごみ出しとかをやっていただいたところほど早く復旧が進んでいきます。そのような意味で被災直後の対応というのはいろんな対応ぶりがありますが、私はボランティアの協力を得るような仕掛けをきちっとしておくことが非常に重要だと思っています。手前みそで恐縮ですけども、京都の福知山市のほうには周辺の市町村と相互防災協定と援助協定が結ばれていましたので、丹波市が直ちに救援に駆けつけました。それから、ボランティアは私どものボランティアスタッフが募集をして派遣を毎日のように繰り返すようにいたしました。ですから、周辺の市町村と防災協定を事前にお互い結びあっておくということも大変有効な手段なのではないか、こんなふうにも考えております。

そういう意味からしますと、水防団の派遣も広域防災協定等の中で入れ込んでいきたい

と、このように思っております。防災協定の中で水防団の派遣まで触れているのは余り例がないのではないかとと思いますが、今後そこにも触れておりますように、ゲリラ豪雨などの対策が非常に重要になってまいりますので、意識して指導をしていきたい、このように考えているものでございます。

したがいまして、この風水害対策編の中にこのような1項目を謳わせていただいたつもりでございます。

○委員長（山下直也） よろしいですか。

村井委員。

○委員（村井 弘） 私も風水害対策に関して少しお聞きしたいと思います。住民避難の質の向上という中で、きめ細かいハザードマップ作成の周知ということで、今回台風18号被害でわかったのは、国に直轄河川の洪水対策と同時に、内水系のそれに入っていく内水系、京都で言えば当然宇治川圏域、桂川圏域、木津川圏域、その内水系が全てこの水量によって樋門が全閉になったりとか、ポンプ場が停止になったりとか、そういう動きがあって、氾濫の場所というのは、避難の場所というのは確かに国の直轄河川があふれるときと違う避難が必要な場所が多々ありまして、そういうことがはっきりわかってきたので、これは1点要望ですけれども、これはしっかりそこまで触れていただいているので、細部に至るまで、内水系の。それをぜひとも、構成府県等々に対してアドバイスをできればお願いしたいと思います。

もう1点は、琵琶湖・淀川水系の、この操作に関してちょっとお聞きをしておきたいと思うんですけれども、私も京都府南部の宇治久御山ですから、私のところの生家は昭和28年に宇治川決壊においてついでです。僕はその時は生まれていませんが、生まれた家はついで歴史があって、それから瀬田川の洗堰の、人が閉めていたのを自動化する、その後天ヶ瀬ダムができて、それからずっと洪水対策は守られてきました。先般も大変、瀬田川も全閉という形で南部は守っていただきました。このときの全閉の操作がなぜ行われたかと、これはいろいろこの間先般の事情をいただきました。いろいろ聞いて危ないシーンはあったんですけれども、たった一つ技術的に言えば、あのときに天ヶ瀬ダムの流下能力が840トンの水量放流に対して実はもうそれに対応できなくて、天ヶ瀬ダムが越水する危機があった。それで上のゲートを開き、実際1秒間に1,300トン強ですか放流をして、何とか持ちこたえたという。その意味上において洗堰の全閉操作があったかと思うんです。これを考えたときに、宇治川の中流域のこの水量というのは、木津川及び桂川の先ほど3川合流という言葉がありましたけれども、そのこの部分の水量でかかわってきて、よってこれ、ご検討いただくときにはここの琵琶湖からのじゃなくて、これは恐らく木津川水系、桂川水系、そこにはダムが幾つかありますから、その総合調査のもとで、果たしてここの宇治川、琵琶湖の上下の流下能力をどう考えるかということだと思っております。そうなりますと、当然そのほか国が管理していますし、そして広域連合に参加していない構成府県の地域にあるダムもあると思うんです。そういうところの調整を踏まえて結論を出さないと、ここにあるように図が幾つかあるんですけれども、これは全体的な淀川水系、説明の中のピックアップした部分の説明の図であって、実際その後ろには今言った淀川水系の桂川圏域、木津川圏域さらに宇治川圏域もあると思いますので。その辺が果たして本当にうまくそういうものが今後検討されて慎重にされると思うんですけれども、できるのかどうかと

というのが、ちょっと私は現在、疑問に思っているんですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○委員長（山下直也） 杉本局長。

○広域防災局長（杉本明文） 淀川水系、特に瀬田川洗堰の操作につきましては、非常に難しい課題だ、今委員ご指摘のと通りの点もございまして、というふうに認識をいたしております。現時点で書きうることはこの程度かなと思って、この資料にはこういう記述を、もう本当に基本的な記述といいますか、をいたしております。ただ、我々としてこの18号災害の、実際どうだったのかという当たりの検証といいますか我々としてのとらまえ方もまだこうだというのが現時点でございませぬので、その辺はきちんと我々として調査なり研究なりさせていただいて、防災・減災プランとしてどこまで踏み込めるのかというのはあるかと思えますけれども、まずそういったところから始めさせていただいて、どういった形に防災・減災プランをまとめていくのか、あるいは防災・減災プランは一定、基本的な方向だけ示しつつ、引き続きこの点についてのあり方を我々としてどんな形で研究していくのか、そんなことも含めてよく検討させていただきたいなと思っているところでございます。

ちょっとお答えになっていないかと思えますけれども。

○委員長（山下直也） 村井委員。

○委員（村井 弘） どうぞよろしく検討をお願いしたいと思います。当然、そういう権限を我々、地域のことは地域で考えていく、これは広域連合のスタートのときの根本命題だと思いますので、その辺は評価するんですけれども、今言ったように、ここの河川に関しては、宇治川の放流というのは後期放流ですから、それまでに木津川圏域と桂川圏域をどう下流に流していくかという、その前提のもとでこの部分があるので、そこを抜きにしたら。流下能力も当然、宇治川が一番小さいですから、その部分をぜひともしっかり踏まえつつ、そして中途半端にならないように。中途半端になっちゃいますと、さまざまに流域住民に不安を与えますので、きっちりひとつ。こうやって計画にも載せられる以上、きっちりしたものを求めさせていただいて質問を終わらせていただきます。

○委員長（山下直也） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 内水対策が非常に重要だというご指摘を村井委員がされました。まさしく平成16年の台風23号のときに豊岡がつかりました、豊岡市内が。あれは円山川にもこれ以上放流はできないという状況で、門を閉めたんです。ポンプをとめたんです。そのポンプをとめたために床上浸水が豊岡市内、水が全部を覆ってしまったという状況だったんです。ようやく円山川の河川改修をしまして河道拡幅をやりまして、台風23号ぐらいだったらポンプをとめなくてもいいだろうというような状況にまで至っております。したがって、ご指摘のように河川の流下能力をどの程度まで確保していくのか、そしてそれをどう時間的経過とともに生かしていくのか、それらを総合的に全部組み合わせて初めて河川対策になりますので、その点は十分踏まえながら対処したいと思います。ただ、それをこの風水害対策編をまとめますまでに、全部答えが出せるかという、これは事実上不可能でございまして、基本的な今のご指摘のような淀川水系のような河川だと全部の河川対策があるんだぞというような基本的な考え方はきちんと整理をした上で触れさせていただくということになるかと思えます。そしてそれを踏まえた上でさらに研究を続け

ていくということになるかと思いますが、その点をご理解をいただきたいと思います。

○委員長（山下直也） 吉田清一委員。

○委員（吉田清一） この琵琶湖・淀川水系にこれだけ関心を、意見を言っていたのは、この3年間で初めてというふうに思います。台風18号のおかげでございまして。と同時にこの広域連合、全閉操作、琵琶湖の水位、これは近畿地方整備局の管理のもとに動いているわけなんですね。ましてや広域連合が、近畿地方整備局を丸ごと移管してくれと言っている一方で、今後検討します検討します、いつになるかわかりませんというのも、ちょっと矛盾があるようでないような聞こえもしますけれども、要はこの上下流の県民府民が利益も同じ、犠牲も同じと、こういうルールづくりをするのはそんなに難しいことではないというふうに思うんです。と同時にこの資料2の4ページの一番上にこの1、2、3と番号が打って、琵琶湖の水位と淀川がありますね。この1、2、3の青い図ですけども、琵琶湖、洗堰がありますね、その直下、下流に大戸川というのがあるんです。その大戸川は琵琶湖に注いでいない、宇治川へ注いでいるんです。先ほど村井委員さんがおっしゃったように、ここには天ヶ瀬ダムというのがあるんです、宇治川のところに、ご承知のように。そういう図すら書いていないというのはいかがなものかと。これは近畿整備局の資料をばいと写しただけの本当にやる気があるのかと。先ほどの最初の説明で今後関係者、あるいは専門家を交えてと連合長もおっしゃっていただきました。これを大いに期待するものでございまして。答弁は要りませんけれども、もしあったら。

○委員長（山下直也） 答弁ございしますか。

杉本局長。

○広域防災局長（杉本明文） 4ページの図でございまして、これはあくまでも模式図ということで、概要版ということで、こういう形で掲載をさせていただいております。誤解を生じたようで大変失礼だったかと思っております。おわび申し上げたいと存じます。また、本編を策定する際にはこういった誤解のないように十分注意して策定に当たりたいと思っておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山下直也） よろしいですか。

三宅委員。

○委員（三宅史明） もし状況がわかれば教えていただきたいんですけども、阪神淡路大震災の折に西宮市で開発されました被災者支援システムなんです、義援金の配分に当たっても、これは非常に有効なシステムというふうに聞いておりました、全国でも既に800近い団体がこういうシステムを導入なさっているというふうに聞いているんですけども、関西広域連合の中でどれぐらい導入なさっているのかというのもちょっと関心があるんですけども、あと連合としてそういうシステムに対する支援とかバックアップというのは、これも非常に重要なテーマじゃないかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（山下直也） 杉本局長。

○広域防災局長（杉本明文） 西宮市の被災者支援システムですけども、これは委員ご指摘のとおり大変有効なシステムだと我々も考えております。いろんな被災者に関する情報を一元的に管理できて、すばらしいシステムだというふうに思っております。東日本大震災が起こりました際には広域連合としてもこういったシステムをぜひ導入すべきだと

ということで、各方面に対して提言をさせていただいておりますが、実際にどれだけ普及が進んでいるのかという点についてまでのフォローは、残念ながら我々のほうではいたしていないという状況でございます。ただ、もう一方でそれぞれの市町が独自にいろんなシステムをつくっておられるというようなこともあると聞いておりまして、その辺との整合は難しいとか、災害というのはそんなに繰り返し来るものでもございませんので、常時整備する必要もなかろうと判断されているところとか、いろいろございまして、一斉にどっと普及が進んでいるという状況ではないと理解をしております。また引き続きまして我々としても機会がある都度こういったシステムについて普及といいますか推奨してまいりたいと考えております。

○委員長（山下直也） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 今の点は、東日本大震災が起こった直後に西宮方式ということで、我々も被災地にこういう形で管理をすると非常に適切な管理ができるぞという情報は提供させていただきました。防災局長が言いましたように、それがどれだけという把握はできておりませんが、相当参考にされたことは事実だと、このように考えております。

それと、県外被災者の受け入れです。現在の各府県に何人いらっしゃるか、こういう受け入れの際にもこのシステムをベースにしまして各市町で取り組んでいただいて、それが集計につながっているということもございます。そのような意味ではそのとおりではないかもしれませんが、相当活用されているのではないかと、このように思っております。

○委員長（山下直也） よろしいでしょうか。

日村委員。

○委員（日村豊彦） 先ほど、連合長から豊岡のことを言っていて、ちょうど私の地元にもなるものでありますから、若干申し上げたいんですが、平成16年の台風被害の教訓として切実に感じたことは、先ほど連合長がおっしゃったように上流からの土砂だとか流木が多数流れ込んできて、下流の被害を大きくしたと。したがって、総合的な治山・治水対策をやらなければならない。先ほど琵琶湖云々の話、あるいは京都の関連等の話も同じなんですけれども、私のところの円山川を見ても、支流も含めて水系全体ではもう600キロメートル近くなるのか国が直轄で管理をしておるのが最下流の30キロメートルぐらいだと。残る部分は実は県が管理をしておるわけですから、総合的な治山・治水対策をしようとする、平時のときの管理はどうあったらいいのかという話になってくると思うんです。恐らく総合的な水系全体のどこに水をためてみたいなのも含めてやろうとすると、一元管理のほうがやりやすいのではないかとというような考え方も出てくるだろうと思うんです。実際ここに風水害のところの2ページ、3ページに書かれておる部分も、河川も治水の面と利水の面と環境保全の面とあるいは住民の避難のレベルアップみたいな部分、こういう平時の取り組みというのは圧倒的に地域に近い広域連合がやるとか府県がやるとか市町村がやるとかいう部分のものであろうと思うんです。ところが例の国の出先機関の問題にそれを移してみると、必ず言われることが大規模災害のときに広域連合でやれるのかいというのが必ず言われてくる。日ごろの治水や利水や環境保全やいうふうな管理をどうしましょうかという話のときに、大規模災害時の理屈をそこに結びつける、そのロジック自体が私はおかしいと思うんですけれども、大規模災害のときにどうあるのかということをきちっと示していかないと、いつまでたっても出先機関対策、特に地整局の議論をす

るときに必ずこの部分が出てくる。平時のときの住民の役割、基礎自治体の役割、府県の役割、連合の役割、国の役割とってきちっと基本的な考え方というの書かれてあるわけですけども、災害対応時における基礎自治体の役割、府県の役割、連合の役割、それから国という漠然という言い方ではなくて、出先機関の役割、こういうふうなものを、もう少し災害発生時のときの各段階でやるべきことというのをもう少し明確に示したほうがいいのではないかという気が私はしているんです。それで東日本の災害時のときの対応で、いろんな見方があるかも知れませんが、一番初期で動かなければいけないのは基礎自治体です。先ほど連合長は、まず、がれきを撤去しなければいけない、ごみを撤去しなければいけないと言ったんですが、その部分をやるのはまず市町村なんですけれども、その市町村が非常に大きな被害を受けて機能をしていなかった。とするならば、真っ先に市町村に職員を派遣して応援をしていくと、そして市町村がやるべき事柄をまずフォローしてやるというのが、いわゆるよく地方分権で議論するときの補完性の原則みたいなことなんだろうと。だから災害時における補完性の原則みたいなのはこうですよというのを、もう少し私は明確に出すべきなんだろうと思うんです。

そういった中で災害時でも国と県が総合調整、国の出先機関と地方の自治体とがかなりうまく総合調整できていれば、こんなにうまくいきますよというのが示せるのではないんだろうかと。私はまた繰り返して言いますけれども、地元の円山川の教訓の一つは先ほど言った総合的な治水・治山をやらなきゃいけないことと、もう一つは、これは連合長もよくご存じのように加古川にしても円山川にしても被害の大きかったところは国と県の管理境界部分でした。この部分が一番大きな、例えば支流から本流に入っていくところとか。だから国と県の総合調整がうまくできていないんだということがあのときに物すごく明確になったはずなんです。出先機関を連合で受けるというのはまさにそういった国と県の総合調整はよりやりやすく、やれるはずなんですけれども、そうした部分をもっと浮き彫りにしていこうとするならば、この災害対応時、災害発生時における先ほど申し上げた各段階の役割みたいなものをきちっと整理して出すべきではないのかなと。平時の部分には書かれてあるんですけども、災害時の部分のその部分が少し。検討はされているんでしょうけれども、明確に伝わってこないという気がするんで、ちょっとその部分についての考えを出すべきではと思います。

○委員長（山下直也） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 災害のときに広域連合が本当に機能を発揮できるのかという質問がよくされるんですけども、丸ごと移管ですから、今の広域連合を前提にしたらそれはできません。実力は何もありませんから。しかし丸ごと移管を受ければ実戦部隊全部、広域連合は持つわけですので、そのような意味で私は国が難題というか今の状況で何もできないだろうという指摘をされているのであって、丸ごと移管をされた後の広域連合としてのガバナビリティーがないだろうというふうに言われていることと、無理やり混同させた質問を投げかけてきているんじゃないか。ガバナビリティーのほうは、これは十分に我々自身がこういう防災計画なども持ちながら運用していけばできる、そのように思っております。

それから、2番目のご質問のあった災害時の国、県、市町、あるいはボランティアみたいな住民も入るのかもしれませんが、それぞれの役割分担をもっと細かく整理をしておく

必要があるんじゃないか。これはそのとおりだと思います。津波編をつくりましたときは、国の出先機関も国ということで二つに分けて整理をさせていただきました。その辺もっと明示的に役割分担がマトリックスで見えるようにさせていただきたいと今後作業をさせていただきたいと思います。

○委員長（山下直也） 日村委員。

○委員（日村豊彦） 私も前段で言われた部分は全く同じ考えなんです。それは広域連合で移管をされたらきちっとやりますよということを私どもも思っておるんですけども、それをわかりやすく市、町長さん方に対しても示そうと思うと、災害時に各段階でこういう役割があるんだと、出先機関はこうなんだと、それについては広域連合でこういう形で受けられるんですよということが説明しやすくなるというふうに思っておるものですから、ちょっと申し上げたのでありまして、私も同じように平時の問題と大規模災害時の問題とひっくるめてごちゃまぜにするようなロジックはとてもおかしいと思っておりますので、同じ意見なんです、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（山下直也） 予定の時間を回りました。ほかに発言はありますか。

中川委員。

○委員（中川貴由） ちょっと短く聞かせていただきます。この広域の防災プランというのは多分この関西広域連合の真骨頂だと思うので、本当にすばらしいプランを立てていただきたいなと思っております。その中で、鳥インフルエンザ・口蹄疫対策についてお聞きしたいんですけども、関西広域連合、この畜産業の維持という経済的な問題がこの関西広域連合の仕事なのかもしれませんが、風評被害対策で、実際、宮崎県の口蹄疫のときに非常に大きな問題の一つは、ウイルスってどこにくっついていてかわからないということで、宮崎県と書いた段ボールの中に入ったものが一切流通させてもらえなかったんです、あのころ。経済対策としては、その辺のこともきちっとやっていただきたいというのと、もう一つは人権侵害がたくさん起こってしまっていて、学校に来るなですとか、運動会や修学旅行の禁止とか、実際高校野球の甲子園の予選も中止しようということになっていたんです。そういう発生地域の人たちが参加するので、その子たちから移ってしまうと。幸いにして梅雨で終わりましたから、高校野球だけはできたんですけども、春のスポーツ大会は全部中止だったというようなことがあって、そういった人権侵害的な風評被害、こういったものもきちっと守っていくべきじゃないのかなと思うんですが、そういうことの取り組みということはどうでしょうか。

○委員長（山下直也） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 4年前ですけれども、新型インフルエンザが神戸から第1号が発生したことがありまして、大変大きな事件になりました。そのときに九州の某市長さんなどは修学旅行を新幹線で行くと新神戸の駅でドアが開くからうつるかもしれないということで、修学旅行を禁止したとかいうような過剰反応まで起きたのは事実です。ただ、あれは完全な、要は科学的知識のなさを暴露したわけで、新型インフルエンザがうつるのはつばきが飛ぶ範囲で接触があった場合に初めてうつる。空気伝染なんかしませんでしたから、そのことを随分きちんとPRを県民にさせていただきました。ですから、問題はそういうきっちりとした科学的、あるいは論理的説明をすることによって理解をしてもらうというのが一番の対策だろうと思っております。

あともう一つはマスコミにきちんと報道していただいて、知ってもら。このことが必要なのではないかと。

それから3番目は、正確な知識に基づいて正確な判断をして行動をしていただくということを県民に日ごろから府県民にそういう態度をとってもらうような、そのような対応もしておくということが重要なのではないかと、このように思っております。そのような点、風評被害対策をどうするかという一つの課題に対する対応の事例のようなものを新型インフルエンザ対策編には入れさせていただいたら望ましいのではないかと。そのようなまとめをしたいと思っております。

○委員長（山下直也） よろしいでしょうか。

熱心にご討議をいただきました。ほかございませんね。

それでは、予定の議題は以上でございますが、その他ご発言等ございますか。

ないようでございますので、以上で防災医療常任委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後3時40分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、
ここに署名する。

平成26年1月

防災医療常任委員会委員長 山下直也